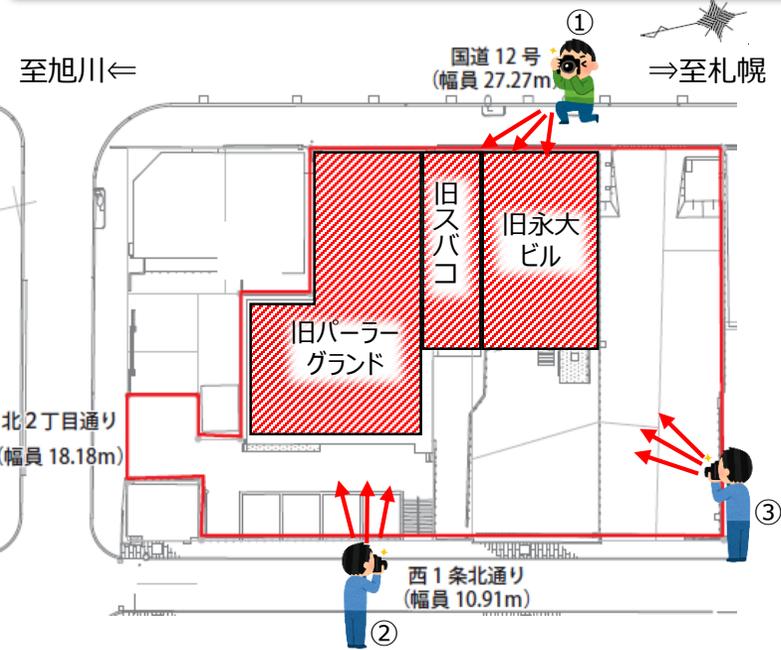


【仮囲いの設置、現場事務所の設置】



工事範囲を明確にするとともに、歩行者が誤って工事現場に入ることのないよう、敷地境界に仮囲いを設置しました。粉じんの飛散防止にも繋がります。



イベントPRポスターを仮囲いへ貼りたいという団体の依頼があったため、一部スペースに掲示することを認めています。仮囲いがあることによる圧迫感が少しでも軽減されることを期待しています。



工事に係るデスクワークや、作業員の休憩場所を確保するため、西2条敷地の一部に現場事務所が設置されました。

現場事務所



①東側(国道12号側)



②西側



③西側、南側